

令和4年8月3日
金融庁

「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令（案）」等に対する意見募集の結果等について

1. 意見募集の結果

金融庁では「[会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令（案）](#)」等につきまして、令和4年5月13日から同年6月12日にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、2者（個人1、団体1）から6件の御意見を頂きました。本件について御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただき、ありがとうございました。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方は、[別紙1](#)を御覧ください。

2. 改正の概要

令和元年12月に公布された会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴い、金融庁所管政府令等について、株主総会資料の電子提供制度の創設に伴う具体的な手続き規定等の整備や支店登記廃止に伴う読替規定の削除など、所要の改正を行うものです。

具体的な改正内容は、[別紙2～別紙5](#)を御参照ください。

3. 公布日等

「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令」等については、本日公布されており、令和4年9月1日から施行されます。

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000（代表）
企画市場局総務課調査室（内線 3510、2757）

（別紙1）御意見の概要及び御意見に対する考え方

（別紙2）会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う金融庁関係政令

の整備に関する政令

- (別紙 3) 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令
- (別紙 4) 労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令
- (別紙 5) 農水産業協同組合の優先出資に関する命令の一部を改正する命令